

土地改良区地区除外等処理規程例

〇〇土地改良区地区除外等処理規程

(適用)

第1条 土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等については、法令、定款及び規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(農地転用等の通知)

第2条 土地改良区の地区内の土地につき、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項本文若しくは同法第5条第1項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は同法第4条第1項第8号若しくは同法第5条第1項第7号の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）とともに、別記様式（第1号）により、転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

(措置)

第3条 土地改良区は、前条の通知があったときは、速やかに、その転用により土地改良区の事業が受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員又は転用関係者に対し次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

(意見書の交付等)

第4条 土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあったときは、当該通知のあった日から30日以内に、別記様式（第2号）により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ、別記様式（第3号）により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決済)

第6条 土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があったときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別記基準により確定し、速やかに、その決済をするものとする。

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の例による。

(会計)

第7条 前条第1項の決済金は、一般会計で処理する。

(備考)

土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）第1の4（1）により、一般会計の他に特定の土地改良事業について特別会計により処理を行っている場合は、本条を次のとおりとする。

第7条 前条第1項の決済金は、一般会計及び〇〇事業特別会計で処理する。

(準用)

第8条 この規程は、農地法に基づく許可又は届出を要しない転用及び転用以外の事由による地区除外についても、これを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附 則

この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

別 記

決済金算定基準

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額（２の(1)列記の各負担相当額（決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金及び年賦支払金を除き、決済時点における現価）の合計額）と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。

2 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア 賦課金等

(ア) 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

(イ) 農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返還により生ずるもの）に伴う賦課金

イ 償還金及び年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金（決済年度の翌年度以降の利息を除く。）及び土地改良区が負担する国営土地改良事業（決済年度の前年度以前に完了したものに限る。）の負担金に係る年賦支払金（決済年度の翌年度以降の利息を除く。）で決済年度以降のものにつき定款に定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ 土地改良区が行う土地改良事業に係る事業費

(ア) 維持管理事業以外の事業費に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち決済年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

エ 国、都道府県又は市町村が行う土地改良事業に係る負担金又は分担金

(ア) 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において国、都道府県又は市町村が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度以降において土地改良区が負担し、又は分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、土地改良区が負担し、

又は分担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額)

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において国、都道府県又は市町村が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度以降において土地改良区が負担し、又は分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が負担し、又は分担すべき額のうち、当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程又は総会（総代会）の議決により定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの

3 その他

決済年度の翌年度以降の負担相当額の決済時点における現価は、法定利率により算定する。

(様式第 1 号)

農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第○条第○項第○号の規定による
許可の申請
届 出 に当たり、地区除外等処理規程第 2 条の規定に基づきあらかじめ通知
します。

なお、同規程第 3 条各号に掲げる申入事項については別途協議し、同規程第 6 条の決
済金については所定の方法によりこれを納付します。

○年○月○日

転用組合員 住所
氏名
転用関係者 住所
氏名

○○土地改良区理事長 殿

記

1 土地

字 名	番 地	地 目	用 途	面 積	転 用 面 積	転 用 目 的	転 用 予 定 日	備 考

2 位置図

3 農業委員会（都道府県知事）に 転用許可申請書
転 用 届 出 書 を提出しようとする日

上確認済

○○地区担当総代 ○○ ○○

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されてい
る場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として記名すること。

(様式第2号)

意見書

別紙記載の土地に係る農地法第○条の許可申請について、本土地改良区の意見は、下記のとおりです。

○年○月○日

○○土地改良区理事長 ○○ ○○

記

(第1例)

農地転用に伴う措置（規程第3条）等について協議が整い、本土地改良区としては、差し支えない。

(第2例)

農地転用に伴い次の事項について措置する必要があるが、各記載の理由により協議が整わない。本土地改良区としては、この協議が整えば差し支えない。

事 項	土地改良区の主張	転用者側の主張
① ○○水路の付替	-----	-----
② -----	-----	-----
③ -----	-----	-----
④ -----	-----	-----
⑤ -----	-----	-----

(備考) 詳細は別添資料による。

(様式第 3 号)

地区除外申請書

○年○月○日付け通知に係る土地につき、○年○月○日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。

○年○月○日

転用組合員	住所
	氏名
転用関係者	住所
	氏名

○○土地改良区理事長 殿

(注) 様式第 1 号の注に同じ。